

## 保有個人情報開示請求書 本人確認書類の一覧

### ■本人確認書類の一覧

郵送による保有個人情報開示等の請求にあたって、本人確認に用いる書類は以下の表1のとおりとします（有効期限のあるものは期限内のものに限る）。

請求にあたっては氏名と現住所の確認が必要なことから、住民票の写しで現住所を確認できる本人請求の場合以外は、下記のうち現住所が分かるものを添付してください。（パスポート等、住所が分からないものは不可）

表1

マイナンバーカード（※1）、住民基本台帳カードBタイプ、パスポート（旅券）、運転免許証、運転経歴証明書、小型船舶操縦免許証（海技免状）、電気工事士免状、無線従事者免許証、動力車操縦者運転免許証、運航管理者技能検定合格証明書、猟銃・空気銃所持許可証、特殊電気工事資格者認定証、認定電気工事従事者認定証、耐空検査員の証、航空従事者技能証明書、宅地建物取引主任者証、船員手帳、戦傷病者手帳、教習資格者認定証、身体障害者手帳、療育手帳、官公署がその職員に対して発行した身分証明書（※2）、在留カード及び特別永住者証明書、その他官公署が発行した本人の写真付の免許証・許可証若しくは資格証明書等

※1 マイナンバーカードの写しを添付する際は、表面（写真のある面）のみコピーしてください。なお、個人番号通知カードは本人確認に使用できません

※2 独立行政法人及び特殊法人がその職員に対して発行した身分証明書は該当しません。ただし、表2に掲げる「社員証」と同様の扱いをするものとします。

### ■上記本人確認書類が用意できない場合

上記の書類が用意できない場合は、以下の表2より2点（ただしいずれか1点は官公庁が発行したもの、かつ、2点とも有効期限のあるものは期限内のものに限る）で本人確認を行うことができます。請求にあたっては氏名と現住所の確認が必要なことから、住民票の写しで現住所を確認できる本人請求の場合以外は、下記のうち現住所が分かるものを少なくとも1点添付してください。

表2

住民基本台帳カードAタイプ、表1に掲げる書類が更新中の場合に交付される仮証明書や引換証類、健康保険の被保険者証、介護保険被保険者証、年金手帳又は年金証書、精神障害者保健福祉手帳、生活保護法による被保護者であることの証明、社員証、学生証、貯金通帳、キャッシュカード、クレジットカード